

ID: 115

担当部署: 町民環境課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	柴田町介護保険条例 第8条		
例規番号	平成12年条例第2号		
【基準】 第8条の規定による。 (保険料の督促及び延滞金) 第8条 保険料の督促及び延滞金については、柴田町税外収入の督促及び延滞金条例(昭和39年柴田町条例第205号)の規定を準用する。			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	令和5年9月29日